

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年9月13日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R〇. 〇月〇日に県が市に出向いた案件（阿南市〇〇）の（〇〇）に関する件に関する伺い及び関係書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年9月27日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」として、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年10月4日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和5年3月14日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。あるべき書類を出せ！

2 審査請求の理由

県は、担当が行ったと回答した中で請求したもので、R1.1月には市に占用許可申請書出しているからあるべき書類の1つである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりで

ある。

審査請求人が開示を求めている公文書は、「Ｒ〇．〇月〇日に県が市に出向いた案件」とあるが、その日に県が阿南市を訪れた事実はないことから、本件請求に係る公文書は不存在である。

以上により、実施機関は条例第１２条第３項の規定により本件処分を行ったものである。

第５ 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和５年３月１４日	諮問
令和７年１月２７日 第２部会（第１９回）	審議
同 年２月１８日 第２部会（第２０回）	審議

第６ 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

１ 本件公文書について

審査請求人は、平成３１年１月に阿南市に対して占用許可申請書を出していることから公文書は存在する旨主張している。

これに対して、実施機関は弁明書において、審査請求人が主張している令和〇年〇月〇日に阿南市役所を訪れた事実はないことから、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であると主張しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

２ 本件公文書の保有の有無について

実施機関に対して、審査請求人が主張する「平成３１年１月に阿南市に対して占用許可申請書を出している」件について確認したところ、平成３１年１月２８日付けで道路占用許可申請書を提出しているが、本件請求とは関係がない旨説明があった。

また、審査請求人が主張する「あるべき書類」については、具体的な内容や根拠が示されておらず、「あるべき書類」の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、本件公文書の存在を認めることはできない。

以上を踏まえると、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榑本 久実	税理士	